

四日市市告示第 24 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	富田一色21号線	富田一色町997	1.9~2.0	22.8	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		富田一色町981	1.0~2.1	42.2	
		富田一色町997-3 富田一色町981	1.9~2.1	19.3	
2	山之一色54号線	山之一色町字池ノ谷奥1536-1	8.9~16.4	90.3	区域を変更する 幅員を変更する
		山之一色町字池ノ谷奥1527-1	6.8	230.0	
		山之一色町字池ノ谷奥1536-1	6.8~16.4	230.0	
		山之一色町字池ノ谷奥1527-1			